

発達障害支援の歴史的変遷と、今日的課題

著者	戸田 京子, 綿貫 恵子
雑誌名	鶴見大学紀要. 第3部, 保育・歯科衛生編
号	60
ページ	63-68
発行年	2023-02
URL	http://doi.org/10.24791/00001322



発達障害支援の歴史的変遷と、今日的課題

Historical changes in support for developmental disabilities and today's issues

戸田京子、綿貫恵子

Kyoko TODA, Keiko WATANUKI

1. はじめに

東洋経済新聞によれば「日本で子どもの人口が減少する中、「発達障害」と呼ばれる子どもは増え続けている。2006年に発達障害の児童数は7000人余りだったが、2019年には7万人を超えた。」と報じている。つまり、「発達障害」は、年々増加傾向にあり、身近で、支援を必要としている児童が多いと言える。また、発達障害は身近であるがその特徴から「見えづらい障害」ともいわれている。「発達障害」のある人は、特性に応じた支援を受けることができれば十分に力を発揮できる可能性があるが、「見えづらい障害」のため、その人にあった早期支援が受けられないという問題もあり、その支援体制の構築が重要である。その支援の中心的役割を担っているのが発達支援センターであるが、低年齢の子どもを保育する者の役割も大きいと言える。

2. 発達障害とは

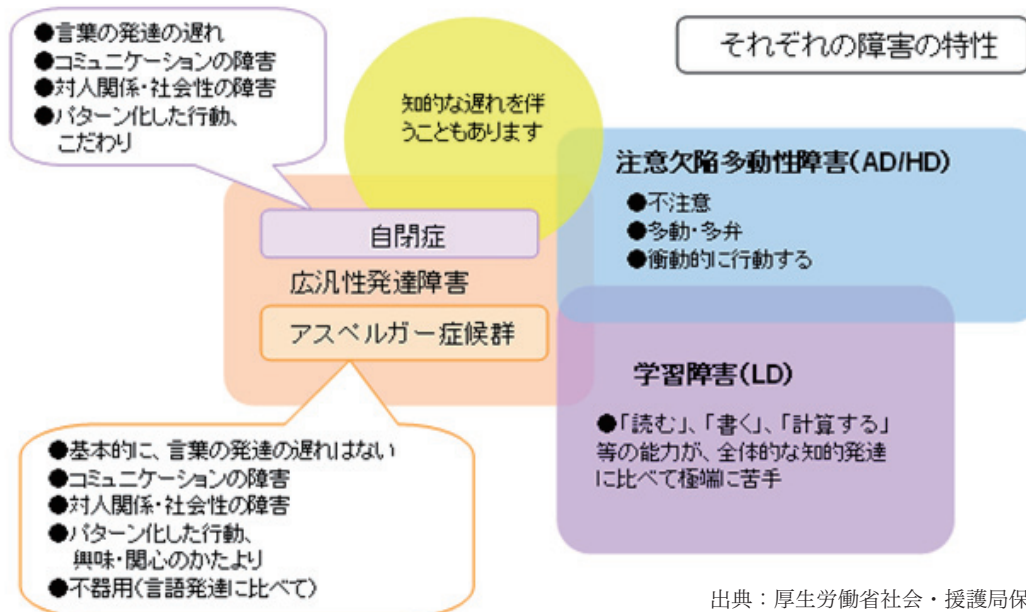
発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義さ

れている。

3. 保育園における発達障害

全日本保育協会の平成27年の調査によると1) 保育園の障害児の受入状況は809園中60%の園で障害児がいると回答している。

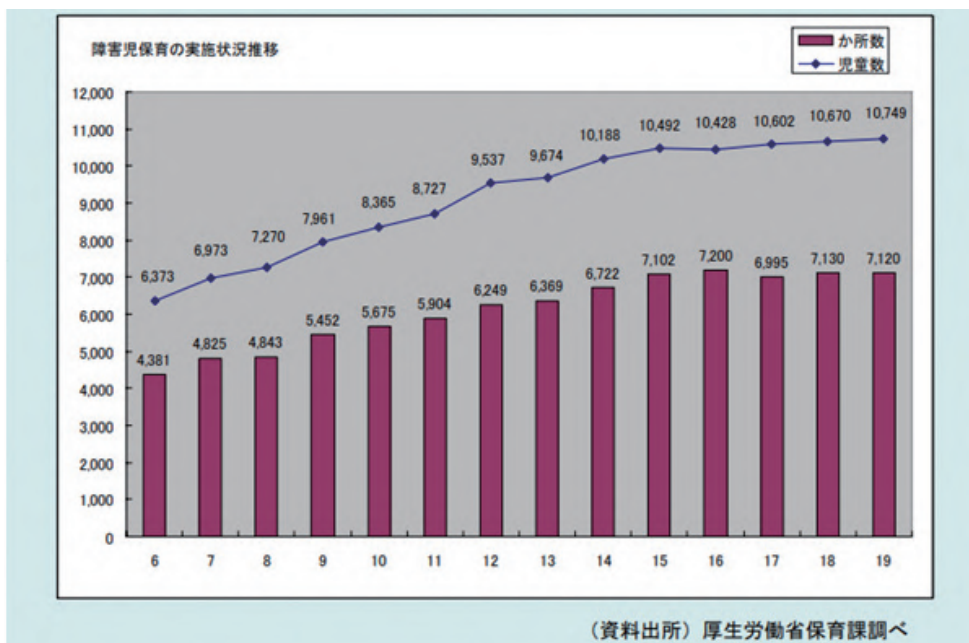
保育所で受入れている障害児数の全児童入所者数に対する割合は、1.8%で、障害の内訳は、自閉症（自閉的傾向）が35.4%と最も多く、次いで知的障害が19.8%、ADHDが14.5%、肢体不自由7.6%、聴覚障害1.9%、LD1.6%、視覚障害0.7%で、障害を重複している子どもも多く、自閉症の内、知的障害を伴うものが半数にのぼる。障害の重複はLDで72.2%、ADHD 35.3%であった。この調査から保育園に在籍している障害児の内、半数以上は「発達障害」であり、下記の内閣府の調査、「障害児保育の実施状況推移」や文部科学省の平成24年度通級による指導実施状況調査結果から小・中学校において、通級による指導を受けている児童数の推移から「発達障害」が年々増加していることがわかる。



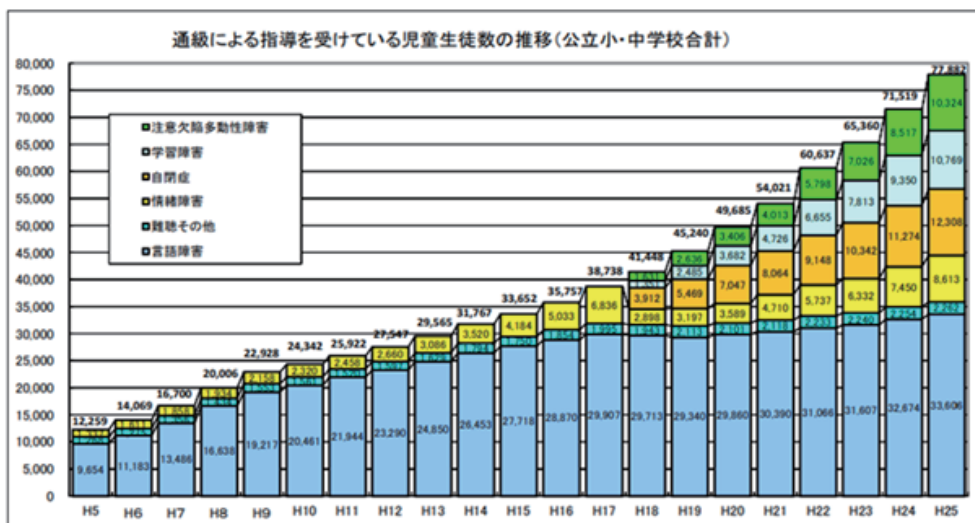
出典：厚生労働省社会・援護局保健福祉部障害福祉課作成

〒230-8501 横浜市鶴見区鶴見2-1-3 鶴見大学短期大学部保育科

Department of Early Childhood Care and Education, Tsurumi University of Junior College, 2-1-3 Tsurumi, Tsurumi-ku, Yokohama 230-8501, Japan.



出典：内閣府：男女共同参画白書 平成26年度版



※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計である

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定

(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示：平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導の対象として対応)

出典 文部科学省：平成24年度通級による指導実施状況調査結果

4. 発達障害支援の歴史

以前より発達障害は存在していたと思われるが、発達障害に対する支援についての記述は見られない。

障害者教育として1878年(明治11年)京都盲哑院が日本最初の盲・聾教育機関として設立された。

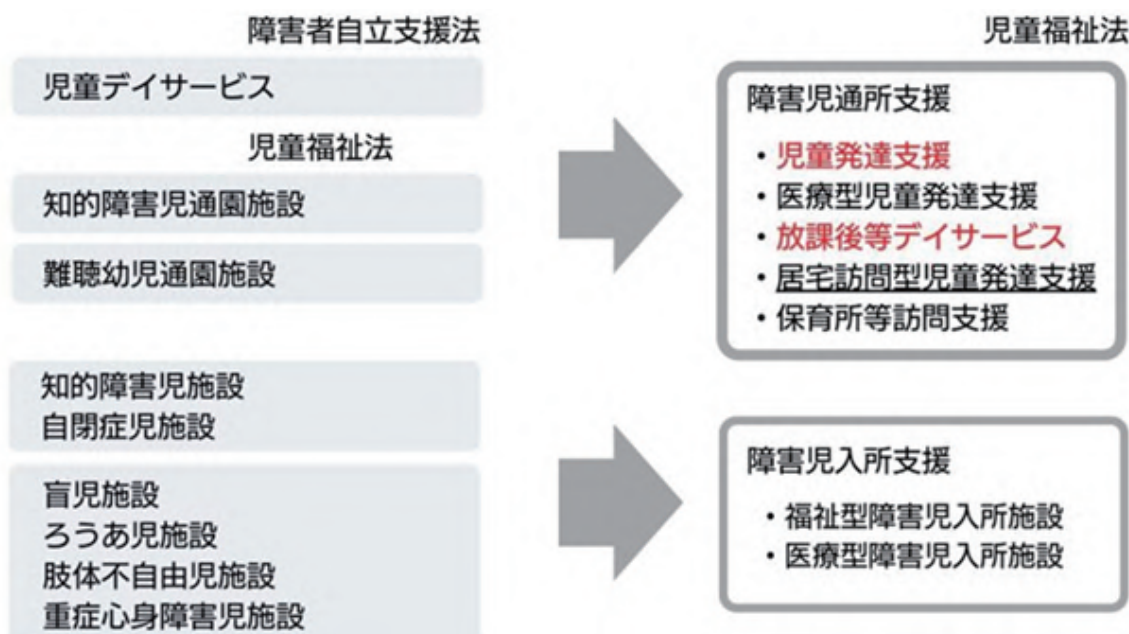
戦後、1947年(昭和22年)教育基本法・学校教育法が公布され、盲学校・聾学校・養護学校への就学が義務化された。

1979年(昭和54年)に養護学校が義務化され、自閉症が情緒障害として位置づけられ、特殊教育の対象となった。これが、発達障害に対する支援に対しての初めての明文化であると思われる。

2)「発達障害」という用語は、1963年、アメリカ合衆国の法律用語として誕生し、日本に入ってきたのは、1970年をはじめとされている。

2004年(平成16年)、「発達障害者の心理機能の適正な発

達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念のっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現



出典：厚生労働省社会・援護局保健福祉部障害福祉課作成

に資することを目的」とした発達障害者支援法が成立した。

2006（平成18）年6月に、障害種別による学校の区分をなくして、いわゆる学習障害や自閉症等の特別な教育的ニーズを抱える発達障害の児童生徒も含め、適切な教育指導と必要な支援を行うための「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立し、翌年の2007（平成19）年4月に施行された。これにより特殊教育諸学校は「特別支援学校」に改称し、一本化された。そして特殊教育は「特別支援教育」に改められた。しかし、原則分離の教育形態に変更は加えられていない。

2012年（平成24年）児童福祉法改正により、障害児支援の強化を図るために、従来の障害別で分かれていた体系（給付）を一元化した。

5. 発達障害者支援センターの役割

発達障害者支援法で「都道府県知事及び指定都市の長は、発達障害者支援センターを指定し、発達障害者に対する支援業務を行わせ、又は自ら行うことができることとし、その業務の内容を定めること。」とある。

発達障害者支援センター運営の目的は、発達障害児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する様々な問題について発達障害児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関等と連携して発達障害児者に対する地域における総合的な支援体制（以下「地域支援体制」という。）の整備を推進することにより、発達障害児者及びその家族の福祉の向上を図ることとされている。

発達障害者支援センターが行う業務については、発達障害者支援法第14条に列挙されている。

①発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。

②発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。

③医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報の提供及び研修を行うこと。

④発達障害に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行う。

6. 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」

（令和4年12月13日）

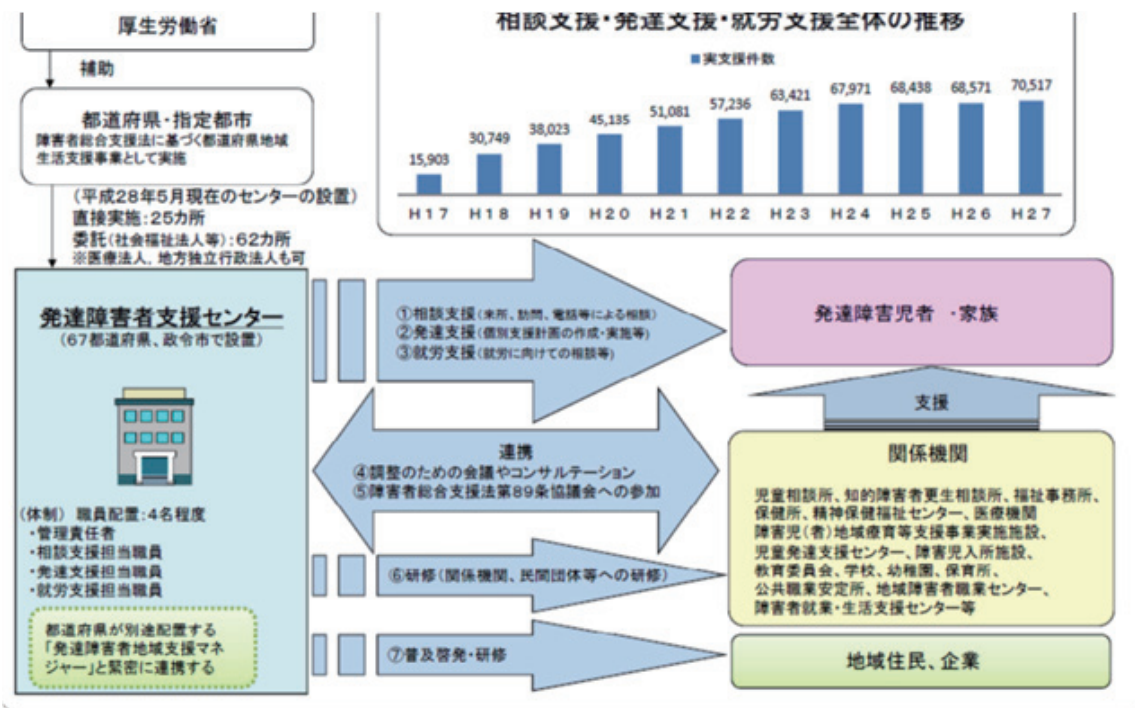
2022年の文部科学省の調査で、通常学級に在籍する小中学生の8.8%に学習や行動に困難のある発達障害児の可能性があることが12月13日発表された。2012年の10年前の前回調査から2.3ポイント増加した。35人学級では3人ほどである。増加の背景には発達障害への認知の広がりがあるとみられ、個性に応じた支援策が課題になるとされる。

この調査は2002年から10年ごとに実施し、今回が3回目、対象は公立の小学生、中学生、高校生約88,500人を抽出し、学習や対人関係で困難を抱える子どもの数を集計した。医学的な診断基準を参考にした質問項目に担任教員らが答える形で判断している。回答率は84.6%（約74,900人）であると発表された。

「知的発達に遅れはないものの学習または行動面で著しい困難」を示し、注意欠陥多動性障害（ADHD）など発達障害の可能性があるとされた小中学生は8.8%で前回調査（6.5%）より増加した。これは全国の公立小中高生で推計すると70万人を超える。

文部省の担当官の分析では、増加の要因について「保護者や教員の発達障害への理解が進み、対象者に気づきやすくなった」としている。

発達障害者支援センター運営事業の概要



出典：厚生労働省社会・援護局保健福祉部障害福祉課作成

学習面などに困難が生じる児童生徒の割合は学年が上がるほど低くなる傾向がある。高校生は今調査が初めて対象となり、発達障害の可能性があるとされた生徒は2.2%だった。

学習面などに困難を抱える児童生徒はその程度に応じて特別支援学校や学校内の「特別支援学級」で学ぶことになる。

今調査で発達障害の可能性があるとされた小中高生のうち、通常学級に在籍したまま必要に応じて特別学級などで授業を受ける「通級指導」を利用していたのは10.6%だった。教室内の座席の配慮や本人の習熟度に応じた個々の課題など、教員による「授業での個別の配慮・支援」を受けていない児童生徒も43.2%いた。

文部省は「教員個人の努力に頼り、学校として組織的な対応が十分ではない」と説明。児童生徒への個別対応や通級指導の拡充を促すとした。

今調査は文部科学省調査の実態であるが、幼児に関しては検診等で医師、保健師等や幼稚園保育園教員による気づき、親への情報も浸透しており自ら、こども発達支援センターに相談し発見されるケースも多い。ただ発達支援センター数は増加しているが現状は高い倍率を突破しないと相談や医師の診察受けることが厳しい現状がある。

7. 発達支援センター運営事例

1) 練馬区こども発達支援センターの概要



- ・昭和54年心身障害者福祉センター開設
- ・平成25年こども発達支援センター開設。心身障害者福祉センターで実施していた児童に関する事業を移管。
- ・平成25年11月児童発達支援センター指定。
- ・平成26年4月相談事業・通所訓練事業を特定非営利活動法人発達支援研究所プラウトに事業委託。
- ・令和2年4月居宅訪問児童発達支援、保育所等訪問支援開始。

- (1) 所在地：練馬区光が丘3-1-1
対象者：発達に心配のある18歳までの児童
- (2) 事業内容：相談事業（予約制）

- ① 発達相談：発達の様子を聞き取り、必要な検査を行う。子供の年齢により違いはあるが発達検査は概ね1時間程度。
- ② 医療相談：医師による相談を行います。必要に応じて適切な通所訓練事業につなげます。初めての相談は1時間から1時間30分程度。

2) 練馬区こども発達支援センター障害児一時預かり事業
「なないろ」報告

(1) 事業概要

- ①内容：保護者の病気、休養（リフレッシュ）、兄弟姉妹の行事、観光総裁などの時に、障害のあるお子さんや発達に心配のある子どもを一時的に預かる。
- ②対象児童：区内在住の1歳6か月～12歳（小学校6年生の3月31日まで）の、障害のある子ども、発達に心配のある子ども。
 - ・こども発達支援センター、保険相談所、医療機関、学校教育支援センター、子ども家庭支援センターなどで、障害や発達について相談する予定、またはしたことがある子ども。

例)

- ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている子ども。
- ・障害福祉サービス受給者証、通所受給者証を持っている子ども。
- ・特別支援教室、特別支援学級、特別支援学校に在籍する子ども。
- ・医療的ケアが必要な子どもは、事前に相談。

(2) 事業内容

- ① 利用日・利用時間
利用日：月曜日～土曜日に実施。日曜日・祝日と12月29日から1月3日は休館日。
利用時間：9：00～17：00。利用は1時間単位。
- ② 場所
子ども発達支援センター2階 一時預かり室。
あわせて、状況に応じて指導室等を利用することもあり。
- ③ 利用回数
子ども一人につき月5回まで。連続する場合は1回として考える。
- ④ 利用定員
同一時間枠あたり3名
- ⑤ 利用料金
1時間100円。支払いは現金のみ。

⑥ 食事等

おやつ、お茶等の水分の用意はなし。必要に応じ持参。

お昼寝が必要な子どもは、毛布、タオル等持参。

(3) 実施体制

こども発達支援センター通所訓練事業業務委託事業者、発達支援研究所スプラウトが実施。変則として保育士等2名。

3) 通所訓練事業

発達相談や医療相談の結果、支援が必要と判断された子どもを対象に通所訓練を行う。年齢等により別表のような通所訓練のクラスがある。

児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービスのクラスは、法令上の規定による自己負担がある。



- ・就園児クラス（5歳児）で他の療育機関の利用を希望させる場合は、要相談。
- ・学齢児クラスは、月曜日から金曜日の午後4時から午後5時30分の間で1時間程度または土曜日の午前9時から午後5時の間で1時間程度の療育。

未就園児クラス、就園児クラスの編成

クラス名	年齢	通所時間帯	通所日数	組数	定員合計
つばみ組	0歳児	1時間30分程度	月1日	1組	10名程度
つくし組	1歳半	2時間	週1日	3組	30名
たんぽぽ1～6組	2～5歳児	2時間	週2日	6組	60名
ちゅうりっぷ組	2～5歳児	4時間15分	2、3歳児 週2日 4、5歳児 週5日	1組	10名
就園児クラス	3歳児～	1時間15分	月2～4日	25組	152名
そら組	未就園児	2時間	週1日	1組	20名程度

8. まとめ

今回発達支援センターの成り立ちや役割について確認し、文部科学省の調査および事例として練馬区こども発達支援センターの報告をしたが、課題は多い。年長差により生活の困難さや教育支援不足はとくに低年齢層に課題が多い。

低年齢層の受け入れ支援として、通所訓練指導と一時預かり事業を報告したが、まず発達支援センター相談予約が数か月待ちである。また通所訓練事業も待機状況にあり、支援を希望する人と受け入れ人数に大きな差があると言える。放課後デイサービスは民間運営のため内容のばらつきもある。発達支援に関して課題も多く今後も継続して調査する。

引用文献

- 1) 第4章調査結果 日本保育協会 <https://www.nippo.or.jp/Portals/0/images/research/kenkyu/h27handicapped5.pdf>
「第一章」
- 2) 「発達障害とは」『支援者のための地域連携ハンドブック — 発達障害のある子供への対応』東京都多摩府中保健所、2013年

参考文献

- ・文部科学省：通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査報告（令和4年12月13日）
- ・練馬区区立こども発達支援センター事業報告（令和4年10月）
- ・日本経済新聞：2022年12月13日（夕刊）
- ・保育所における障害児の増加 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/10/dl/s1006-7e_0003.pdf
- ・東洋経済オンライン：2022/03/06 5:30
- ・発達障害者支援センター運営事業における新たな支援のあり方に関する調査：厚生労働省アフターサービス推進室（平成29年3月）
- ・『発達障害者支援センター運営事業における新たな支援のあり方に関する調査』 アフターサービス推進室活動報告書 Vol.26（平成29年3月28日）
- ・平成24年度通級による指導実施状況調査結果：初等中等教育局特別支援教育課
- ・障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要：障害児支援の体系～平成24年児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化 厚生労働省
- ・児童発達支援センターの位置づけについて 厚生労働省